附則第六条第二項を同条とする。

附則第十条第一項を削り、同条第二項中「国民健康保険法」の下に「附則第二十一条の四第一項の規定により読み替えられた、同法」を加え、「及び第四項」を「の規定及び同法附則第二十二条の規定により読み替えられた同法附則第二十一条第四項」に、「同条第三項第二号中「及び病床転換支援金」とあるのは「、」を「同条第三項第二号中「及び」とあるのは「）並びに」と、「病床転換支援金」とあるのは「」に、「」と、同条第四項第二号中「及び病床転換支援金」とあるのは「、」を「の合算額」と、同条第四項第二号中「及び」とあるのは「並びに」と、「病床転換支援金」とあるのは「」に、「」とする」を「の合計額」とする」に改め、同項を同条とする。

附則第二十三条中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「同令附則第十六条の規定により読み替えられた、同令附則第十五条の規定により読み替えられた、同令」を「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第百八十号）附則第三条の二の規定により読み替えられた、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改め、「同令第五条」の下に「（同令附則第十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条の表第一条第一項の項中「第五条第一項第一号ロ」を「第五条第一項第一号ロ⑴」に改め、同表第五条第一項第一号ロの項及び第五条第三項の項を次のように改める。

第五条第一項第一号ロ⑴	及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（第八項において「病床転換支援金」という。）
第五条第三項	法附則第二十二条

、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（第八項において「病床転換支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（第八項において「老人保健医療費拠出金」という。）

改正令附則第七条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条

附則第二十三条の表第五条第七項の項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

（持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第八条　持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同条の次に次の三条を加える。

第三条の二　平成二十九年度において国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第五条第一項及び第五項（これらの規定を同令附則第十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第五条第一項第一号ハの表中

百分の三十二	千分の三百二十
百分の三十	千分の三百十二
百分の二十八	千分の三百四
百分の二十六	千分の二百九十六
百分の二十四	千分の二百八十八
	千分の二百八十
	千分の二百七十二
	千分の二百六十四
	千分の二百五十六
	千分の二百四十八
	千分の二百四十四

とあるのは

百分の二十二	千分の百六十一
百分の二十	千分の百五十七
百分の十八	千分の百五十四
百分の十六	千分の百五十
百分の十四	千分の百四十七
百分の十三	千分の百十五
	千分の八十四
	千分の五十五
	千分の二十七

と、同条第五項第三号二⑴の表中

千分の百六十三	千分の百六十一
千分の百六十	千分の百五十七
千分の百五十九	千分の百二十五
千分の百五十七	千分の九十三
千分の百二十五	千分の六十一
千分の九十三	千分の三十
千分の六十一	
千分の三十	

と、

千分の百六十三	千分の百六十一
千分の百六十一	千分の百五十七

とあるのは